

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）

（平成26年1月24日現在の国の資料（自治体向け説明会）を基に作成）

項目		国の基準（案）	柏市の基準（案）
利用開始に伴う基準	提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする	同左
		【事前説明を要する事項】 ①運営規程の概要（※施設・事業の目的・運営方針、教育・保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担（実費徴収・上乗せ徴収を含む）等）、②苦情処理体制、③事故発生時の対応	同左
	応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない	同左
		【正当な理由】 ①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情がある場合など	同左
		利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならないこととする	同左
		市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力することとする	同左
	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で、行うこととする	同左
		特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする	同左
		保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う	同左

項目		国の基準（案）	柏市の基準（案）
利用開始に伴う基準	支給認定証の確認，支給認定申請の援助	受給資格を確認するため，施設・事業の利用開始に当たって，支給認定証の確認（利用期間等）を行うこととする	同左
		支給認定申請が行われていない場合には，申込みの意思を踏まえて，速やかに適切な申請がなされるよう援助することとする（申請時から支給認定決定日までの間は特例給付の対象とすることが可能）	同左
教育・保育の提供に伴う基準	・幼稚園教育要領，保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握	幼稚園は幼稚園教育要領，保育所は保育所保育指針，幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に基づき，子どもの心身の状況を踏まえ，適切に教育・保育を提供しなくてはならないこととする	同左
		地域型保育事業は保育所保育指針に準じて，子どもの心身の状況を踏まえ，適切に保育を提供しなくてはならないこととする	同左
	子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）	現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に，以下のよう な事項を求めることとする ①利用児童の平等取扱い，②虐待等の禁止，③懲戒に係る権限の濫用防止	同左

項目		国の基準（案）	柏市の基準（案）
教育・保育 の提供に伴 う基準	連携施設との連携（地 域型保育事業のみ）	地域型保育事業を行う事業者に対し、 ①保育内容に関する支援、②卒園後の受け 皿の観点から、連携施設の設定を求めると ともに、連携内容等を明確にするよう努め ることを求めることとする	同左
		特に、連携施設の関係において、経費が必 要となったり、利用枠の設定などの形で確 実な履行が担保されるべき、①保育内容の 支援として、連携施設から給食の外部搬入 を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受け る場合、②卒園後の受け皿として、連携施 設に小規模保育からの優先的な利用枠を設 ける場合は、協定書等（契約書、覚書等） の締結を求め、どの施設と連携関係にある のか、情報公表項目として明示していくこ とを求めることとする	同左
		教育・保育施設について、連携の求めがあ った場合、市町村の調整に協力するよう努 めることとする	同左
	利用者負担の徴収（実 費徴収、上乗せ徴収を 含む）	実費徴収、上乗せ徴収のあり方について は、公定価格の議論において検討すること とする	同左
	利用者に関する市町村 への通知（不正受給の 防止）	給付（委託費）を受けている子どもの保護 者が虚偽・不正行為によって教育・保育の 提供を受けている、又は受けようとしてい ることを施設・事業者が把握した場合、市 町村に対して通知することを求めることと する	同左
	特別利用保育・特別利 用教育の提供（定員外 利用の取扱い）	当該施設・事業で定員を設定している認定 区分の子どもと同じ認可基準等によること を基本とする	同左

項目		国の基準（案）	柏市の基準（案）
管理・運営等に関する基準	施設の目的・運営方針，職員の職種，員数等の重要事項を定めた運営規程の策定，揭示	運営規程において定めるべき事項として，以下のような事項について定めることを求めることとする ①施設・事業の目的及び運営の方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種，員数及び職務の内容 ④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間），提供を行わない日（休業日） ※教育に関しては，学期，長期休業日，教育標準時間を含む ※保育に関しては，保育標準時間認定，保育短時間認定の子どもの利用時間帯を含む ⑤利用料等に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む） ⑥利用定員 ※確認制度上の定員設定と同じ区分で定める ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格，選考を行う場合の基準を含む） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項	同左
	秘密保持，個人情報保護	施設・事業の従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならないこととする	同左
		現に教育・保育に従事している職員に加えて，職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう，施設・事業者が必要な措置を講じることとする	同左

項目		国の基準（案）	柏市の基準（案）
管理・運営等に関する基準	秘密保持，個人情報保護	地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など，情報提供が必要と思われる場合に対応するため，あらかじめ保護者に周知・説明し，同意を得ておくこととする	同左
	非常災害対策，衛生管理	施設・事業については，非常災害に係る計画，関係機関への通報，連携体制の整備，職員への周知，定期的な訓練の実施を求めることとする	同左
		施設・設備の衛生管理に努めるとともに，感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めることとする	同左
	事故防止及び事故発生時の対応	施設・事業者に対して，以下の措置を講ずることを求めることを基本としてはどうか（これらの措置を講じている旨について，情報公表の対象とする）	同左
		【事故の発生（再発）防止】 ①事故が発生した場合の対応，報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に，報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと	同左
		【事故発生時の対応】 ①事故が発生した場合，保護者（家族），市町村に対する速やかな報告を行うこと ②その際，事故発生時の状況，処置等に関する記録をとること ③賠償すべき事故が発生した場合，速やかに損害賠償を行うこと	同左

項目		国の基準（案）	柏市の基準（案）
管理・運営等に関する基準	評価（自己評価，学校関係者評価，第三者評価）	自己評価及びそれに基づく改善については，すべての教育・保育施設，地域型保育事業者に対して求める方向とする	同左
		その上で，施設・事業の種類にかかわらず，学校関係者（保護者等）評価，第三者評価について，受審に努めることとする	同左
	苦情処理	苦情受付窓口の設置等，必要な措置を講じることとする	同左
		苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し，必要な協力，改善等を行う旨を求めることとする	同左
	会計処理（会計処理基準，区分経理，使途制限等）	公費の透明性確保の観点から，運営基準上，教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める	同左
		その上で，財務諸表の公表を求めていくことを基本とする	同左
	記録の整備	—	
	その他（勤務体制の確保等）	施設・事業者は，適切な教育・保育を提供することができるよう，職員の勤務体制を定め，教育・保育を提供していくことを求めるとともに，必要な研修機会を確保し，資質向上等を図ることを求めることとする	同左
撤退時の基準	その他（誇大広告の禁止）	施設・事業者は，その施設・事業について広告する場合，虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする	同左
	確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）	施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については，当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう，できる限り協力することとする	同左
		上記に伴い，協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については，利用定員の弾力化に当たって配慮することとする	同左

※それぞれの検討事項が「従うべき基準」，「参酌すべき基準」のいずれに該当するかは未定。

(参考)

区分	効果	備考
従うべき基準 (従)	必ず適合しなければならない基準	法令等の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されます。
参酌すべき基準 (参)	十分参照しなければならない基準	法令等の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されます。